

令和7年 業種別労働災害発生状況

(令和7年1月末)

稚内労働基準監督署

区分 業種別	令和7年			令和6年			対前年		業種 割合 (%)	令和6年(未確定)		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計		3	3		3	3	±0	0.0	100.0	2	98	100
除く鉱業計		3	3		3	3	±0	0.0	100.0	2	98	123
製造業					1	1	-1	-100.0		1	14	15
食料品					1	1	-1	-100.0		1	9	10
木材木製品											2	2
紙・パルプ												
窯業・土石											1	1
金属・機械												
その他											2	2
鉱業												
土石採取業											1	1
建設業		1	1		1	1	±0	0.0	33.3		19	19
土木工事業		1	1		1	1	±0	0.0	33.3		6	6
建築工事業											6	6
木造建築業											4	
設備工事業											3	3
道路貨物運送業											6	6
その他の運輸業		1	1				1		33.3		1	1
貨物取扱業												
林業											1	1
漁業											12	12
商業											9	9
清掃業					1	1	-1	-100.0			6	6
畜産業										1	3	4
社会福祉施設											15	15
その他の事業		1	1				1		33.3		11	11

※本統計は労働者死傷病報告書(休業4日以上)から集計したものであり、前年同期との比較です。

※本統計は、速報値であり後日修正されることがあります。

※稚内労働基準監督署の管轄は、宗谷地方(稚内市、豊富町、猿払村、利尻町、利尻富士町、礼文町、枝幸町、浜頓別町、中頓別町、幌延町)及び留萌地方北部(天塩町、遠別町)の1市10町1村です。

令和7年 死亡労働災害発生状況

(令和7年1月末)

稚内労働基準監督署

No.	発生月	時刻	業種	事故の型	起因物	災害発生概況
1					なし	

※本件事例には、脳・心臓疾患等によるものは、掲載していません。

<12月に死亡災害発生。令和6年の死亡災害が2件に。死傷者数は減少>

1 労働災害発生状況

令和6年の休業4日以上労働災害件数は12月末速報値から2件増加しました。うち1件は死亡災害です。これで令和6年の労働災害件数は合計で100件となり、前年同期比22件減ですが、死亡労働災害は2件増加という結果となりました。新型コロナウイルス感染症によるものを除いた件数は87件であり、昨年同期比19件減となっています。60歳以上の高齢労働者による労働災害件数は38件で全体の38.0%を占めています。

令和7年の労働災害発生状況は3件(前年同期比±0件)であり、休業1か月以上の労働災害はありませんでした。

2 労働災害事例(括弧内は年齢性別、休業見込期間)※抜粋

【畜産業】

・被災者は、飼料攪拌機に誤って投入された異物を除去するため、攪拌機の内部に入り作業を行っていたところ、別の作業者が攪拌機内に被災者がいることに気づかず攪拌機のスイッチを入れたため、被災者が攪拌機内で巻き込まれたもの。(20代男性、死亡)

・牛の蹴りを抑制するための片締めという器具を装着するため、牛に近づいたところ、牛に右手を蹴られて近くの鉄柱に右手をぶつけ、指を骨折したもの。(20代男性、11日)

【建設業】

・うに等の増殖場工事において、沖合150m上で作業していたところ、高波を受けて船が転覆して海に投げ出され、低体温症となったもの。(20代男性、4日)

【運送業】

・バス運転者が乗務前の始業点検時に指差し確認したところ、軍手がファンベルトに触れて巻き込まれ、左手第2指を骨折したもの。(60代男性、1週間)

【通信業】

・配達業務のため、二輪車を運転していたところ、寒暖差によって生じた凍結路面の凹凸にハンドルを取られて転倒し、二輪車の下敷きとなった右膝半月板が損傷したもの。(40代男性、10日)

3 稚内署からのお知らせ

○死亡労働災害が発生しました

災害概要は、機械の整備中に労働者が機械の中に入ったにもかかわらず、運転を開始したことによる巻き込まれ災害です(詳細は上記の事例を参照してください)。

同種労働災害防止のために、①動力機械の清掃や掃除、整備の際には必ず機械を停止させること、②機械の運転を停止したときは、起動装置に錠をかける、又は起動装置に表示板を取り付けるなど他人が不用意に運転を開始しないような措置を講じること、③合図を決めるなどして関係労働者間の連携不足を防止すること、を徹底してください。

○死亡労働災害撲滅のための緊急要請

令和6年の北海道全体の労働災害による死亡者数は47人(速報値)と全国ワーストの結果となりました。また、令和7年に入っても1月30日までに死亡者数が10人に到達する事態となっています。このため、北海道労働局では、死亡労働災害の撲滅に向け、災害防止団体及び事業者団体に対し、北海道労働局労働基準部長より労働災害防止の徹底について緊急要請しました。みなさまの職場におかれましても、安全衛生管理の責任者による職場内総点検、雇入れ時教育に加え継続的な安全衛生教育、「北海道冬季ゼロ災運動」の確実な実施について取組をお願いします。

○化学物質管理強調月間(2月)

令和6年4月1日の法改正により、これまで規制の対象となっていなかった化学物質についても、事業者が自ら化学物質の危険・有害性の情報に基づくリスクアセスメントを行い、国が定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入されました。これらの化学物質管理について、広く職場における危険・有害な化学物質の管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図るため、「化学物質管理強調月間」が創設されました。これを機会に化学物質管理の担当者を定め、化学物質の有無を確認し、リスクアセスメントを実施しましょう。

先月の労働者死傷病報告書(休業4日以上)の受付状況

製造業	0件
建設業	1件
道路貨物運送業	1件
林業	0件
その他の事業	3件
計	5件

(畜産業2、通信業1)



緊急要請

※労働災害の発生月と労働者死傷病報告書の提出月は異なる場合があります。

※紹介している労働災害事例は確認された労働災害の一例であり、災害件数と事例数は異なる場合があります。

「Safeコンソーシアム」の加盟企業名を稚内署に掲示しています！

Safeコンソーシアムに加盟の企業名を稚内署内に掲示していますので、加盟後は、稚内労働基準監督署までご連絡ください。(0162-73-0777)